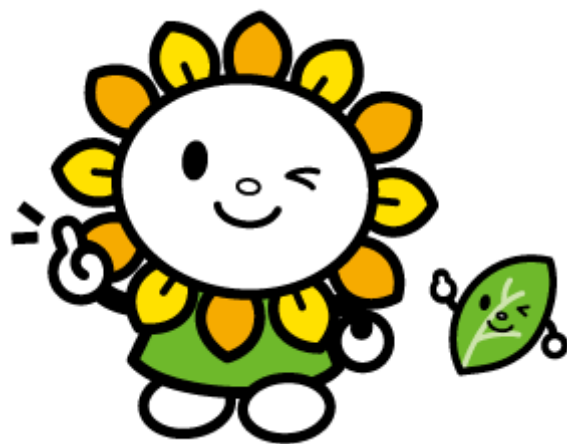


社会教育委員の役割



令和7年6月
社会教育委員会事務局（生涯学習課）作成

1 社会教育とは

社会教育とは「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」（社会教育法第2条）を指します。

2 社会教育が生涯学習に占める位置

「生涯学習」は、社会教育、学校教育のほか、組織的に行われない個人的な学習や家庭教育なども含む点で、社会教育より広い活動を対象とする概念です。（下図参照）

イメージ図



3 社会教育行政とは

市教育委員会が実施する社会教育行政とは、施設の設置・管理、講座の開設、資料配付、財政的支援の事務があります。本市では、子どもから高齢者まで誰もがライフスタイルに合わせて、主体的に学ぶことで、楽しみや、地域の人とのつながりを持ち、自分らしく生きがいのある生活を送ることができる機会の提供を目指しています。

主な事務として、法律では具体的に次のようなことが挙げられています。

【社会教育法第5条】（一部抜粋）

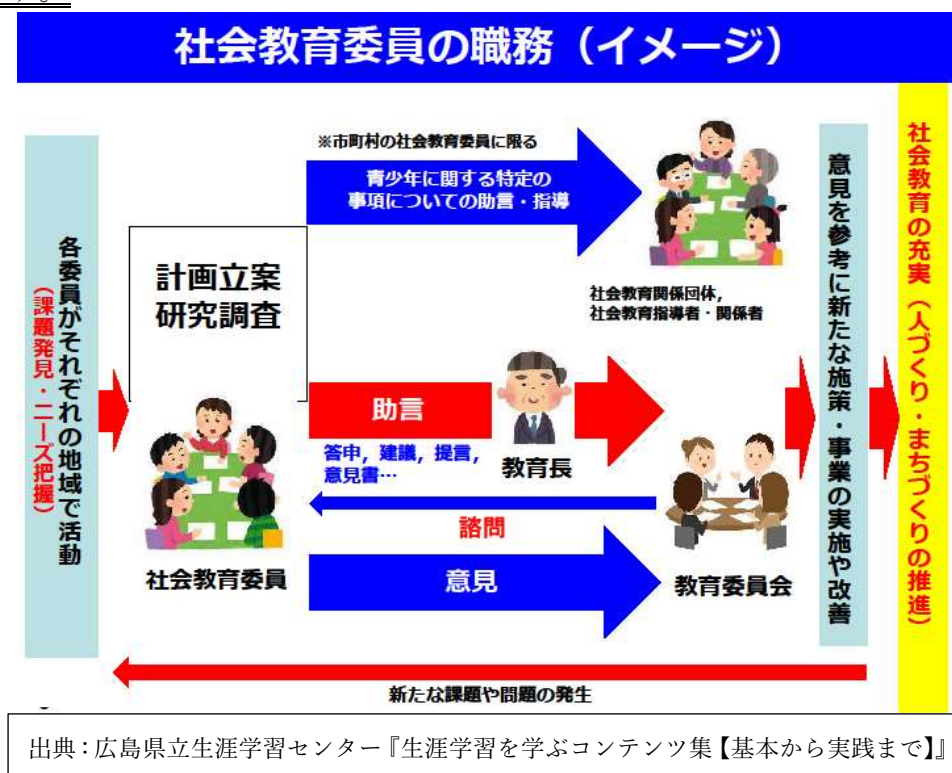
- (1) 社会教育委員の委嘱
- (2) 公民館の設置・管理
- (3) 図書館などの社会教育施設の設置・管理
- (4) 講座の開設、講演会や展示会などの開催・奨励
- (5) 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設・奨励、家庭教育に関する情報の提供、奨励
- (6) 情報の収集及び利用に必要な知識等を提供するための講座の開設・奨励
- (7) 運動会、競技会の開催・奨励
- (8) 音楽、演劇、美術などの発表会の開催・奨励

4 社会教育委員とは

社会教育委員の設置は任意とされています。（社会教育法第15条）

本市では、尾張旭市社会教育委員会条例を制定し、社会教育委員を設置すると定めています。

社会教育委員制度は、住民参画型の行政の仕組みの一つであり、社会教育委員は、地域住民と行政の間にいる立場で、住民の声を行政に反映するという大切な役割を担っています。



5 社会教育委員会の具体的な役割

- (1) 地域の社会教育に関する諸計画を立案する。

社会教育に関する年間事業計画に、住民の意向や地域の課題を反映させるため、意見を述べる。

- (2) 教育委員会の諮問に対して意見を述べる。

教育委員会で扱われる教育事案のうち、社会教育に関することで意見を聴きたいものについては、教育委員会が「諮問」を行う。

これに対して社会教育委員会の会議が開かれ、意見を集約し「答申」という形で意見を述べる。

【例】 公共施設の利用料について（利用料改定）

事業のあり方検討について

- (3) 地域の問題解決などに必要な研究調査を行う。

(1)、(2)の職務を行うために必要な研究調査を行うことができる。

【例】 愛知県社会教育委員連絡協議会の研修会等への出席

【関係法令等】

○教育基本法

○社会教育法

○尾張旭市社会教育委員条例

(1) 組織



(2) 教育委員会に関わる附属機関等

ア 附属機関とは

合議制の機関であるが、所管するものを自ら管理執行する権限を有するものではなく、執行の前提として必要な審査、審議又は調査等を行う。

【参考】行政委員会（例：教育委員会）

合議制の執行機関であり、所管するものを自ら管理執行する権限を有する。

イ 附属機関等一覧

番号	附属機関の名称	担当課
1	<u>社会教育委員会</u>	生涯学習課
2	尾張旭市立小中学校通学区域審議会	教育政策課
3	尾張旭の教育を考える協議会	教育政策課
4	教育支援委員会	学校教育課
5	尾張旭市いじめ問題専門委員会	学校教育課
6	学校給食運営委員会	学校給食センター
7	尾張旭市誌編さん審議会	生涯学習課
8	文化財保護審議会	生涯学習課
9	公民館運営審議会	生涯学習課
10	図書館協議会	図書館